

最終報告書要旨

平成 30 年 7 月 30 日

日本大学アメリカンフットボール部における
反則行為に関する第三者委員会

第 1 本報告書の目的

本報告書は、本年 6 月 29 日付け中間報告書における事実関係を前提とし、本件事案を招いた背景・原因の分析、取り分け日大のガバナンス体制の在り方との関係、事後対応における問題点と原因、日大アメフト部の再生と日大の信頼回復のために必要で実効性を伴った再発防止策等を主眼とするものである。

第 2 調査概要

● 実施期間

本年 5 月 31 日から本年 7 月 30 日まで

● 実施した調査手続の概要

- ・ 関係者等に対するヒアリング

日大アメフト部員及び教職員等を中心とする関係者延べ約 100 名からヒアリング

- ・ 関係資料の分析、検証

多数の関係資料・情報の分析、関連メールの分析、画像解析の外部委託等

- ・ 関係場所の往査

アミノバイタルフィールドの現場観察及び日大本部での関係資料の収集

- ・ 日大アメフト部部員に対するアンケート調査

日大アメフト部部員約 150 名全員にアンケート調査を実施

- ・ 他大学アメフト部監督等に対する意見照会

関東学連 1 部リーグ所属チームの監督等のうち 16 名に対する意見照会

第 3 調査結果

1 本件事案を招いた背景・原因について

(1) 内田氏の独裁体制下での、日大アメフト部の指導方針・内容

ア 指導方針において学生スポーツ本来の在り方が失われていたこと

イ 選手の主体性が考慮されることなく、選手との対等のコミュニケーションの機

- 会もなく、選手に対し一方的に過酷な負担を強いるような指導実態があり、それはパワハラとも評価すべきものであったこと
- ウ 指導陣相互の関係でも自由なコミュニケーションがなかった上、内田氏に迎合するだけで、選手の立場に寄り添うコーチも存在しなかったこと
- エ 日大アメフト部の部長がその役割を果たしていなかったこと

(2) 日大アメフト部の指導体制に対するガバナンスの欠如

ア 保健体育審議会（保体審）に関する問題点

- (ア) 保体審の形骸化、保体審事務局（体育局）主導の事務運営という実態が日大アメフト部における内田氏の独裁体制を可能としていたこと
- (イ) 指導者の選解任等の仕組みに関する問題点
- a 指導者の選任に関する基準が明確でなかったこと
 - b 指導者に対するモニタリング等の欠如

イ 学長の職責に関する問題点

学長は、教学に関する事項の統括者としてかつ保体審の会長として、本来、保体審の適正な運営を確保する権限と義務を有していたにもかかわらず、体育局ないし内田氏による独裁体制を放置していた。

ウ 学校法人の理事会ないし理事長の職責に関する問題点

保体審又は体育局のアメフト部に対するガバナンスが機能不全を起こしていたことは、全学的にも看過できない由々しき問題であって、保体審の会長である学長任せにしておけば足りるような性質のものではなかったはずである。理事会ないし理事長として、保体審の形骸化、さらにはアメフト部に対するガバナンスの機能不全を招くような入事を容認していたこと自体に問題があった。

2 日大による事後対応上の問題点について

* 関連する事実関係については別紙のとおり。

(1) 適切な事後対応を行う上で必要な責任体制が執られなかつたこと

日大においては危機管理委員会、危機対策本部等の仕組みは一応設けられていたが、本件においてはそれらが有効に機能することはなく事後対応の措置がほとんど後手に回り、日大のレビュー・ショーディミーを拡大させることとなった。

ア 当事者意識が希薄で、適切な基本方針が欠如していたこと

日大としては、遅くとも本年5月第三週の段階では、事態の深刻さを認識し、一競技部にとどまらない、全学的に対応すべき問題と捉え、関学大との対応、厳正な事実調査の実施及びその結果に基づく対策、マスコミ対応等の様々な面で、日大本部として深くコミットし、迅速かつ適切に対応すべきであった。しかしながら、日大幹部には、本件事案はあくまで競技部対競技部の問題であり、対応についてはア

メフト部に任せておけば足りりるとの意識しかなかった。

イ 方針決定や対応措置の実施に係る責任の所在が不明確であったこと

上記のとおり当事者意識が希薄であったことに加え、対応方針の決定やそれに基づく措置の実施に関する責任の所在も不明確であったことから、主体的かつ実効的な事後対応を行うことができなかつた。

(2) 事実調査の適正性の欠如

当時理事であった井ノロ氏や日大職員によって関係者に対する口封じという重大な隠ぺい工作が行われており、日大による事実調査の体制等に大きな問題があったことは明らかである。

ア 事実調査の基本的姿勢や体制が不適切かつ不十分であったこと

本来、事実調査については、その客觀性・公正性を保つ見地から、初動の段階から、当事者の恣意を排除しつつ、利害関係を有しない第三者的立場の者が関係者からの聴き取り調査を始め、多角的に証拠を収集し、その信用性を吟味して客觀性ある結論を導くべきものであるが、本件においては、そのような視点を欠き、しかるべき体制も執られていなかつた。

イ 事実調査の方法が厳密・公正さを欠き、不正・不当な介入を許すものであったこと

本件においては、上記のような基本が踏まえられていなかつたため、井ノロ氏あるいは他の日大職員による口封じ等の隠ぺい工作を招いた。本来、聴き取り調査の対象者に対し、当事者ないしその意向を汲んだ者が接触することなどあってはならないことである。このことは調査の実施方法がいかにずさんであったかを物語っている。

(3) 対応措置の実施が遅延し、その内容もずさんであったこと

日大としての対応は、本件試合後、約 10 日を経過してからのことであり、その間、当事者である内田氏の意向を反映した日大アメフト部によるずさんで不適切な対応を放置し、結果として日大職員による口封じ工作をも許し、それに対する適切な措置も講じていなかつた。また、第三者委員会の設置方針を決めてからも、記者会見を主催して内田氏及び井上氏の一方的な弁解を世間に喧伝したため、日大に対する一層の信頼低下を招き、更に傷口を広げる一方で、両氏に対する刑事事件の弁護費用を日大が負担するという常識外れな発想まで持ち合わせていた。

(4) 広報の在り方も適切さを欠いていたこと

本件においては、試合映像が間もなくネット上で公開・拡散されて多くの人の注目を集めるとともに、マスコミの報道も熱を帯びる中で、日大ひいてはそのブランドイメージが悪化の一途をたどつていった。日大においては、しっかりととした説明責任を果たし、信頼の回復に努めるべく、適切な広報に務めるべきであったが、事後対応に

における基本的な視点が欠け、広報としての本来の役割が果たされていなかった。

3 主要幹部のガバナンスや事後対応における問題点について

(1) 内田氏について

内田氏は、中間報告書記載のとおり、本件試合後間もない段階では、自己の責任を口にしながら、その後は、自己の指示を否定し、A選手の認識に問題があったとする不合理な主張を続けるなど、責任逃れの態度に終始していた。結果として、日大としての対応の遅れや不適切な対応につながり、事態をより深刻化させた。

(2) 大塚学長について

大塚学長は、教学の第一義的責任者として、また、保体審の会長として、責任感・当事者意識に乏しく、前記のとおり、内田氏による同審議会支配、これにより必然的に生じる日大アメフト部に対するガバナンスの機能不全を放置していた。また、同学長は、事後対応においても、積極的な役割をほとんど果たそうとしなかった。

(3) 田中理事長について

田中理事長は、学校法人の最高責任者であり、重要な人事及び配置においても事实上絶大な権限と影響力を有していたが、アメフト部に対するガバナンスの機能不全を放置していた。

また、危機管理の責任者でありながら、適切な危機対応を行わず、その結果、日大として適切な事後対応ができず、むしろ不手際が連続したため、社会からの批判を増幅させ、日大のブランドイメージが大きく損なわれた。

さらに、本件が全学を巻き込んだ大きな不祥事に発展し、日大としての責任ある対応を求められる状況になった以上、自ら十分な説明を尽くすべきところ、今なお公式な場に姿を見せず、外部発信も行っておらず、学校法人理事長としての説明責任も果たしていない。

4 本件の影響等

今後、私立大学等経常費補助金（日本私立学校振興・共済事業団）の減額も懸念される上、日大の信頼低下はオープンキャンパスの来場者数の減少にも現れており、入学試験受験者数の減少につながる可能性もあり、財務に深刻なダメージを与えることも憂慮される。

5 当委員会からの再発防止策に関する提言

(1) 日大アメフト部の再生のために

ア 監督・コーチ等の指導者の質を確保するための措置

指導者の質の維持・向上を担保するための方策

- ① 再任手続・基準の明確化
- ② 適切なモニタリングの方法として
 - ・ 新たな評価制度の導入（自己評価、監督・コーチ相互のピアレビュー、選手による評価）
 - ・ 選手からの相談窓口の設置
 - ・ 外部有識者やOB等による視察制度
 - ・ 指導に問題が生じた場合の措置の整備（注意、勧告）
- ③ コーチング理論の導入（そのために必要な研修制度の実施を含む。）
- ④ 各競技部の監督・コーチを集めた横断的なワークショップを行い、指導上の悩み、問題意識、知識・経験等を持ち寄り、共通の学びの場を設けること

イ 選手の自主性・主体性を確保するための措置

- ① 指導陣とのコミュニケーション不足を解消するため、幹部選手と指導陣との間で、チームとしての目標設定、練習計画、具体的な指導方針、試合における戦術等に関し、定期的かつ密度の濃いチームミーティング制度を導入する。
- ② 幹部選手と他の選手のコミュニケーションを活性化させるための措置
 - ・ 選手間ミーティング
 - ・ 学生メンター制度の導入
 - ・ 指導陣との定期的な面接制度の導入（学生メンター同席）

ウ フェアプレー精神の確保（ルールの徹底遵守、スポーツマンシップの定着）や暴力的体質を根絶するために必要な措置

- ① 監督・コーチに対する研修制度の導入
- ② 選手に対する研修制度の導入
- ③ フェアプレー宣言、フェアプレーの日の制定

(2) 競技部へのガバナンス強化のために

- ① 保体審の組織改変（仮称「スポーツ推進支援センター」の設置）
現在の保体審を廃止し、学生部等に並ぶ組織として、新たに「スポーツ推進支援センター」（仮称）を設置し、学長、担当副学長のライン組織として位置付けを明確にする。同組織の主要幹部には外部人材を充てることとし、また、各競技部の指導者、選手が何らかの形で運営に関与できる仕組みを導入する。
- ② 競技部の部長、副部長及び指導者（監督、コーチ）が上記センター幹部又は事務局職員を兼任することを禁止
- ③ 理事長、常務理事、学長及び副学長が競技部の部長、副部長、指導者（監督、コーチ）、上記センター幹部又は事務局職員を兼任することを禁止
- ④ 上記センターの事務部門の人事ローテーションの活性化や外部人材の登用
人事の硬直化を打破するため、人事の流動化を図るとともに、風通しの良い組織とするため外部人材を登用する。

⑤ 各競技部、上記センター、日大本部への各報告・連絡体制の整備・充実

競技部は閉鎖的な組織となりがちであり、そこで現に起きている様々な問題を上記センターや日大本部が適時適切に把握できるよう、適切な報告・連絡体制を整備・充実させるための仕組みを検討すべきである。

⑥ 競技部選手からの相談窓口の設置

相談対応者の中立性・客觀性の確保、適切な解決方法、相談者が不当な不利益を受けないようにするための工夫などに十分配慮した仕組みを検討すべきである。

(3) 適切で誠実な事後対応のために

① 関連規程の整備

② 危機管理委員会への外部委員の登用等

危機管理委員会の委員に外部人材（理事長等の主要幹部にも厳しい意見を直言できるような人物がふさわしい。）を選任し、外部の視点を導入することを検討すべきである。併せて、危機的状況に臨機応変に適切な対応ができるスタッフの充実も図られるべきである。

③ 適正な事実調査の実施を含む、危機管理対応マニュアルの整備

再発防止策の一つとして、本件のような不正・不祥事案が発生した場合の具体的な対応マニュアルを整備すること不可欠であり、そこには適正な事実調査の在り方も盛り込むべきである。

④ 責任ある広報体制の整備

危機対応プロセスの初動の段階から広報体制も適切に組み込み、対外的な情報提供と連動させた危機対応の在り方を検討すべきである。

(4) 再発防止策の具体的な内容を検討しその適正実施をモニタリングするための仕組み

外部有識者を中心メンバーとする委員会組織を新たに設置するなど、再発防止策を全体として継続的に検討しモニタリングしていく仕組みを設けるべきである。

第4 結語

本件事案の直接的な被害者は、B選手であり、対戦相手の関学大アメフト部であったことは言うまでもない。日大としては、まず、このことを深く反省して謝罪するとともに、二度と同じ行為を繰り返さないことを改めて誓う必要がある。

また、A選手自身やA選手以外の日大アメフト部の選手も、内田・井上両氏の二次的な被害者である。さらに、本件の影響により、関東学連や他大学のアメフトチーム関係者等の多くの方々に多大な不安と迷惑を掛けたことも、日大としては重く受け止めなければならない。

さらに、事後対応における数々の不手際から、日大自身の極度の信頼悪化を招いたも

ので、結果として、日大に所属する他の学生、父兄、校友、その他多くの日大関係者にも大きな懸念、不信感を与えたことを日大は深く心に留めるべきである。

現在、日大アメフト部においては、新たな指導陣の下で再スタートを切ろうとしているが、今後は、スポーツマンシップの精神に則りフェアプレーを重んじ、対戦相手に対するリスペクトを欠かさない、眞の意味で「強く、たくましいチーム」、「フェアプレーのお手本となるチーム」を目指し、再生していかれることを期待して止まない。

このような日大アメフト部の再建は、内田氏や井ノ口氏らの影響力を完全に排除した状態で行われなければならない。当委員会としては、新監督について数年間の監督としての身分保障を与えるとともに、一定期間オブザーブ機能を有するとされている「選考委員会」において、新しい監督、コーチに対し、内田氏らの影響力はもとより、勝利至上主義に基づく不当な外圧が及ばないように監視されることを望むとともに、多くの関係者が、「新生フェニックス」を支える新しい監督、コーチ、選手等を長い目で温かく見守り、バックアップを十分にしていくことを期待する。

他方、日大としては、学校法人としての社会的責任を深く自覚し、ガバナンスの適正化を実現し、早期に社会の信頼を回復すべく、関係者一同総力を挙げて取り組んでいただきたい。特に、本報告書で提言した競技部をめぐるガバナンス体制の構築に当たっては、他大学にとっても参考となるような体制づくりに全力で取り組んでいただきたい。

最後に、当委員会は、日大がその再生の一歩を踏み出すに当たり、日大を代表し、その業務を總理する理事長において、今回の一連の出来事を顧みて反省すべきところについて、責任者としての反省声明を発表するとともに、説明責任を果たし、今後は、学生ファーストの大学運営を行う旨の宣言をすることを強く望む。

以上

事後対応上の問題に関する事実関係

● 本件事案が社会問題化していった経緯

本件事案は、本件試合後、約1週間を経過した本年5月14日頃から、単にアメフト部同士の問題を超えて急速に社会問題化し始めたのであるから¹、日大としては、本来、遅くとも同月第三週の段階で、本件事案を全学的に対応すべき「危機事象」と捉え、迅速に適切な措置を講じるべきであったが、基本的には競技部対競技部の個別交渉に任せたままにしていた。

● 井ノ口氏による口封じ工作、日大アメフト部から関学大アメフト部に対する第一回目の回答等

同月14日、井ノ口氏において、A選手及びその父親に対する口封じが行われた。

そして、同月15日、日大アメフト部は、関学大アメフト部に対する回答書において、内田氏ら指導陣による反則指示を否定したが、内田氏の本件試合後のコメントはA選手に対する反則指示を示唆するものであった上、日大アメフト部の相当数の部員の間でもA選手の反則行為が指導陣の指示によるものであったことが共通認識になっていたこと等に照らせば、上記回答は、当時の状況に照らしても、極めて不適切な内容であった。このような対応からは、指導陣の保身のみを優先させ、問題をA選手自身の認識に替えるという姿勢もうかがわれる。

● 日大としての初動対応等

学校法人としての正式な動きは、同月16日の日大アメフト部部員数名からの事情聴取が初めてのことであるが、この事情聴取の直前にも日大職員による口封じ工作が行われていた。

翌17日のA選手の父親及びその弁護士との面談で、日大関係者が、井ノ口氏による口封じの事実を確認したもの、その時点で、特段の措置を講じることもなかった。

他方、常務理事であった内田氏も、本件事案の当事者として、上記のような本件試合後の一連の事実経過を実質上の上司である田中理事長に隨時必要な報告をするのが通常と思われる。内田氏本人はこれを否定しているが、仮にそうであったとしても、事態が深刻化していく中で、田中理事長において、常務理事でもある内田氏

¹ インターネット上の批判の高まり、関東学連・規律委員会による調査開始、関学大アメフト部からの書面による説明及び謝罪要求、スポーツ庁長官のコメント、他大学アメフト部による対戦中止発表、マスコミ等による報道の活発化、日大への苦情の急増、一般紙の社説が日大による事後対応を批判など

あるいは事態の収拾に当たっていた担当者に直接相応の説明を求めてしかるべきであるところ、それをもしていなかつたとすれば、誠実に自己の任務を遂行していたとは言い難い。

同月 18 日の学部長会（田中理事長や内田氏も出席）では、加藤氏（アメフト部部長）や大塚学長から、競技部同士の問題解決を図っている旨の報告があつただけで、質疑応答の形跡はなく、同日の理事会においても、この問題についての議論はなく、田中理事長から、未解決の問題であるので各理事において対応に留意された旨のコメントがされるにとどまった。

また、同月 19 日には、内田氏が関学大側に直接謝罪するとともに監督を辞任することで事態の収拾を図ろうとしたものの、本件試合後、約 2 週間も経過する中で、学校法人として正式な対応をしようとした日大の姿勢等に対し社会の批判は強まる一方であった。なお、当時、マスコミからの取材を受けた田中理事長は、本件事案がアメフト部だけの問題であり、自らは一切関知しない旨の無責任な返事を繰り返すのみであった。

● 第三者委員会設置方針の決定等

同月 21 日に至り、弁護士に依頼してようやく正式な事実調査開始するとともに、B 選手側から大阪府警に被害届が提出されたこと等を踏まえ、第三者委員会の設置の方針を決定した。しかしながら、翌 22 日の常務理事会において、第三者委員会の設置について特段議論された形跡は見当たらない。

● A 選手の記者会見、内田氏及び井上氏の記者会見、日大アメフト部の関学大アメフト部に対する再回答等

同日、A 選手が独自に記者会見を開き、本件反則行為が内田氏及び井上氏の指示に基づくものであったことなど、詳細な説明をした。

この A 選手の会見を受け、翌 23 日、急きよ、日大が主催して日本大学講堂において内田氏及び井上氏の記者会見を開き、A 選手に反則ないし怪我をさせることを指示したことではなく、基本的には A 選手との認識の齟齬があったという、A 選手とは異なる説明に終始し、社会からの反発は一層強まっていった。このように日大主催による記者会見において内田氏及び井上氏らに弁解を許せば、その内容が日大の見解であると世間に受け取られることになるのであって、既に真相究明等のための第三者委員会の設置を決めていたことからすれば、この記者会見も事後対応として極めて不適切であった。

加えて、同月 24 日の日大アメフト部からの関学大アメフト部への再回答書でも、内田氏による直接の指示はなかつたこと、井上氏の「QB を潰せ」との指示は相手選手に怪我をさせろという意味ではなかつたこと、精神的に追い詰められた A

選手の思い込みが反則行為の原因であることなど、内田氏及び井上氏による上記記者会見における主張の上塗りをするような内容を回答した。

同月 25 日には大塚学長が記者会見を開いたものの、およそ世論を納得させられるには至らなかった。

● 関東学連の規律委員会による調査結果の公表、当委員会の設置等

その後、同月 29 日、関東学連が規律委員会による調査結果を発表し、内田氏及び井上氏の指示の存在を認定し、両氏の同連盟からの除名処分等が決定される一方、日大の常務理事会において、ようやく第三者委員会の設置が正式に決定されるに至った。その席上、大塚学長及び田中理事長からは、競技部任せにしていたため事後対応の遅れを招いた旨、自らの認識が甘かったことを自認する発言がなされた。

同月 31 日、当委員会が設置されるに至ったが、その一方、日大においては、同日、内田氏及び井上氏について B 選手側から傷害罪により警視庁に対し告訴がなされたことを踏まえ、当時、両氏についての刑事告訴に係る弁護士費用の全額を日大が負担する方向での検討がなされていた事実も判明している。